

○東京理科大学図書館規程

平成15年10月15日

規程第224号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京理科大学学則(昭和24年学則第1号)第60条の規定に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)に置く東京理科大学図書館(以下「大学図書館」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学図書館は、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の学術情報(以下「図書館資料」という。)を収集、整理、保存し、本学の教職員及び学生並びに学校法人東京理科大学の関係者の利用に供するとともに、本学の教育研究成果等の情報を発信することにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

(大学図書館の構成)

第3条 大学図書館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 東京理科大学神楽坂図書館
- (2) 東京理科大学野田図書館
- (3) 東京理科大学葛飾図書館
- (4) 東京理科大学長万部図書館

(部局図書室との連携)

第3条の2 大学図書館は、その運営に際し、大学院研究科、学部、東京理科大学教育支援機構及び東京理科大学研究推進機構に必要な応じて設置される図書室(以下「部局図書室」という。)と連携する。

(大学図書館長)

第4条 東京理科大学図書館長(以下「大学図書館長」という。)は、大学図書館の運営に関する事項を掌理する。

2 大学図書館長の選考及び任期は、別に定める。

(図書館長)

第5条 第3条第1項各号に規定する各地区の図書館にそれぞれ神楽坂図書館長、野田図書館長、葛飾図書館長及び長万部図書館長(以下「図書館長」という。)を置く。

2 図書館長は、それぞれ当該地区の図書館に関する事項を掌理する。

3 図書館長の選考及び任期は、別に定める。

(大学図書館委員会)

第6条 大学図書館の運営に関する事項を審議するため、東京理科大学図書館委員会(以下「大学図書館委員会」という。)を置く。

2 大学図書館委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学図書館の運営に関する事項
- (2) 大学図書館に係る諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 各地区の図書館及び部局図書室の間の連携並びに調整に関する事項
- (4) 東京理科大学学術リポジトリに関する事項
- (5) その他大学図書館に関する事項

3 大学図書館委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学図書館長
- (2) 図書館長
- (3) 本学の学長が指名する者 若干人

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 大学図書館委員会の委員長は、大学図書館長をもってこれに充てる。

6 大学図書館委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第7条 大学図書館委員会の下に、前条第2項に規定する事項について調査検討するための専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、大学図書館委員会が定める。

(図書館委員会)

第8条 各地区の図書館に関する事項を審議するため、それぞれの図書館に図書館委員会を置く。

2 図書館委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学図書館の利用)

第9条 大学図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館資料の管理)

第10条 大学図書館の図書館資料の収集及び管理に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第11条 大学図書館に関する事務は、学術情報システム部図書館事務課が統括する。

2 各地区の図書館に関する事務は、図書館事務課、図書館事務課野田図書館事務室、図書館事務課葛飾図書館事務室及び長万部事務部において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月15日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 東京理科大学図書館委員会規程(昭和40年規程第4号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行日の前日において、東京理科大学図書館委員会規程(昭和40年規程第4号)に規定する委員会の委員である者の取扱いについては、当該委員に係る残任期間に限り、この規程に規定する大学図書館委員会の委員とみなす。

附 則

この規程は、平成18年7月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。